

令和5年度 後期高齢者医療保険料のお知らせ

令和5年度の後期高齢者医療保険料率は、下記のとおりです（※茨城県内は均一の保険料率となります）。

均等割額 46,000円

所得割率 8.50%

個人ごとの保険料額の決めかた

1年間の保険料額

(100円未満切捨て)
※賦課限度額66万円

=

均等割額

被保険者一人当たり
46,000円

+

所得割額

(賦課のもととなる金額)
×8.50%

※賦課のもととなる金額 = 総所得金額等 - 基礎控除額43万円

※総所得金額等とは、前年の収入から必要経費（公的年金控除額や給与所得控除額など）を差引いたもので、社会保険料控除、配偶者控除などの各種所得控除前の金額です。なお、遺族年金や障害年金は、収入に含みません。

※賦課限度額（上限）は**66万円**です。

※年度の途中で被保険者になられた方は、資格取得月からの月割りで保険料額が計算されます。

令和5年度の保険料軽減措置について

1 所得が低い方に対する均等割額の軽減

世帯の所得水準にあわせて、次のとおり均等割額が軽減されます。

世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等の合算額が次の場合	軽減割合	軽減後の均等割額
① 43万円+「10万円×（給与所得者等の数-1）」以下の世帯	7割	13,800円
② 43万円+「10万円×（給与所得者等の数-1）」+「29万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	5割	23,000円
③ 43万円+「10万円×（給与所得者等の数-1）」+「53.5万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	2割	36,800円

※収入が公的年金の方は、年金収入額から公的年金控除（年金収入額が330万円未満は110万円）を差引き、65歳以上の方は、さらに高齢者特別控除（15万円）を差引いて判定します。

※給与所得者等の数とは、給与所得を有する者及び公的年金等に係る所得を有する者の数の合計数になります。

2 被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減

後期高齢者医療制度に加入する前に「会社などの健康保険の被扶養者」であった方は、均等割額が5割軽減（加入後2年間に限る）されます。また、所得割額の負担はありません。

※国民健康保険、国民健康保険組合の加入者であった方は該当しません。

※「1. 所得が低い方に対する均等割額の軽減」の対象となる場合は、軽減割合が高い方が優先されます。

【問合せ先】

○保険料の計算について 茨城県後期高齢者医療広域連合 事業課 ☎ 029-309-1213
○保険料の納付について 茨城県保険課 医療年金グループ ☎ 029-240-7113 (直通)

職場の健康保険に加入した皆さまへ

国民健康保険の加入者が就職等により職場の健康保険に加入した場合は、国民健康保険を脱退する手続きが必要です。手続きに必要なものをご持参のうえ、保険課（1階5番窓口）までお越しください。

▶手続きに必要なもの

- ① 職場の健康保険証及び国民健康保険被保険者証（職場の健康保険に加入した方全員分）
- ② マイナンバーカードまたは通知カード（職場の健康保険に加入した方全員分）
- ③ 来庁される方の身分証明書（マイナンバーカードや運転免許証など）

※ 別世帯の方が手続きされる場合は、委任状が必要です。

▶注意事項

- ・職場の健康保険に加入しているのに、国民健康保険の保険証を使用して医療機関等を受診してしまうと、国民健康保険が負担した医療費を返還していただくことになります。
- ・国民健康保険の脱退手続きを行わないと、国民健康保険税が課税されたままになります。
- ・郵送での手続きを希望される方は、必要な書類を郵送しますので、下記までご連絡ください。なお、返送代・コピー代については本人負担となります。

職場の健康保険に加入した場合は、必ず手続きをお願いします。

安い！安心！ジェネリック医薬品を利用しましょう

【問合せ先】 保険課 国保グループ ☎ 029-240-7113 (直通)

消費生活センター

葬儀サービスの消費トラブルに注意 ～短時間での判断、理解・説明不足でトラブルも～

葬儀は、契約までに検討・準備の時間が十分とれないなど、料金やサービスの内容等をめぐりトラブルになる場合があります。

事例

父が病院に救急搬送され、そのまま亡くなった。電話帳で見つけた葬儀社に連絡し、葬儀を依頼した。事前に見積書をもらえず、斎場や祭壇もみすぼらしいような印象だったのに、葬儀後に100万円という高額な請求書が届いた。請求項目についても不審に思い尋ねたが、納得のいく説明がない。

▲トラブルに遭わないために

葬儀は突然必要になるうえに、身近な人との死別の悲しみから、冷静に対応することが難しい状況にあります。また、葬儀で提供されるサービスは、種類も多く複雑です。気をつけるポイントは次のとおりです。

1. 葬儀社を選ぶ際は、予算や希望をはっきり伝えましょう。できれば**複数社に見積もりを依頼し**、内容について納得のいく説明を求め、比較検討しましょう。
2. 葬儀社との**打ち合わせは、親族や第三者など複数**で行いましょう。説明の聞き漏らしや確認し忘れを防ぐことが大切です。
3. 見積書をよく確認し、特に追加サービスや参列者の人数によって**増減する項目には注意**しましょう。また、契約に含まれている項目は何か、何の項目が別料金なのかを十分に確認しましょう。

ワンポイントアドバイス

最近は家族葬など、小規模な葬儀の需要が高まっています。家族葬は費用が安くすむと思いがちですが、実際はその内容により費用は大きく異なります。また、一般の参列者からの香典がないため、葬儀費用の**ほぼ全額が遺族の自己負担**となることにも留意が必要です。

困った時は早めに消費生活センター等に相談しましょう。

【相談・問合せ先】 茨城県消費生活センター ☎ 029-291-1690 (直通)
相談受付時間 午前9時～正午 午後1時～4時 (土・日・祝日を除く)
土・日・祝日の相談は 消費者ホットライン ☎188 (局番なし)